

引用の仕方—不正と言わわれないために

1. 学生生活と研究不正のかかわり

皆さんは「研究不正」と聞いて何を思い浮かべるでしょうか。2014年文部科学大臣名で決定された『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（以下、ガイドライン）』によれば、研究活動における不正行為とは、「得られたデータや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究結果等の盗用」であるとされています（ガイドライン p. 4）。より具体的には、「捏造」とは「存在しないデータ、研究成果等を作成すること」、「改ざん」とは「研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること」、「盗用」とは「他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること」と規定されています（ガイドライン p. 10）。2014年のSTAP細胞事件、2013年のノバルティスファーマ社員が関与した臨床研究データ捏造・利益相反事件など、近年においても社会的に影響力の大きい研究不正が発覚しており、社会の関心も高まっています。皆さんの中にもこうした出来事を見ている方は多いと思います。

1977年以降2012年10月末までに発生し、情報が得られた114件の研究不正事案について分析した松澤の研究（2013a；2013b）によれば、研究不正の有無の調査や研究不正を行った研究者の処分を要求する「申立て」の対象となった者、および調査の結果処分の対象となった者合わせて203人のうち、30人（14.8%）が「学生」でした（松澤 2013b, p. 227）。特に、専門的な研究に携わる大学院生は、社会の関心を集め研究不正事案においても無関係であるとは言えない状況です。

それでは、学部生の皆さんは「不正行為」と無縁でいられるのでしょうか。ここで、「不正行為」について、身近な事例を考えてみましょう。皆さんに最も近いところにある問題として、成績評価に関する不正行為があります。本学においても、成績評価に関する不正行為については便覧等で取り上げられています。本学の便覧の記述を少し見てみましょう。

不正行為

- 1) 試験における不正行為は学生の本分に反する行為であり、断じて許されないものである。また、不正行為があったときは、厳しく処分される。停学等により留年となり、卒業が1年間またはそれ以上延期となる可能性がある。また、延期分の授業料の納付、奨学金の停止など学生生活に多大な影響が生じることもある。

2) 試験には、小テストや中間試験等、学期末試験以外も含まれる。

3) レポートの盗用や剽窃についても、不正行為として厳しい処分をもって対応する。

(令和6年度(2024)入学者用総合教育部便覧 p. 59、下線は引用者による)

4) 不正行為

試験における不正行為は学生の本分に反する行為であり、断じて許されないものです。万一不正行為があったときは、厳しく処分されます。ここでの試験には、小テストや中間試験等、定期試験以外の試験も含まれます。学期中・学期末に提出するレポートも試験と同じ基準で判断されます。他人が作成したレポート（電子ファイルを含む）を複写したり加工したりして、自分のレポートとして提出することは認められません。また、レポート作成の際に文献やデータ（インターネット情報を含む）を引用・利用した場合には、その出所を明記しなくてはなりません。明記しない場合は不正行為と見なされます。

(2023年法学部学生便覧 p. 20、下線は引用者による)

上記のように、「試験における不正行為」は厳しい処分の対象となることが述べられています。注目していただきたいのは、レポート作成の際の不正行為についても特記されていることです。大学はなぜ、レポート作成の際の盗用、文献・情報の不適切な利用について、学生の皆さんに注意を促しているのでしょうか。

これには、残念なことに盗用が一般的な不正行為となってしまっているという背景があります。先に紹介した松澤の研究でも、研究対象となった不正事案の内容は、「盗用型」が全体の約6割（人文・社会科学系の約90%、自然科学系の約26%）を占めています（松澤 2013a, p. 160）。また2015年3月、東京大学教養学部はウェブサイト上に告知を掲載しました。その内容は、ある学生が提出したレポートについて、文章の約75%がインターネット上に公開されている文章からの引き写しであることが判明したため、規定に従って厳正な処置をとった、というものです（石井 2015）。東京大学が当該事案について処分の公表という措置をとったことは各種報道で大きく取り上げられました。一連の流れで強く意識されていたのは、STAP細胞をめぐる問題をはじめとする大規模な研究不正事案でした。このように、大学生のレポート作成におけるいわゆる「コピペ」の問題が、大きな社会問題となっている研究不正事案と同根の問題として深刻にとらえられています。

2. 引用とは何か、「なぜ」「正しく」引用しなければならないのか

研究不正が皆さんにとっても身近で切実な問題であることがおわかりいただけたと思います。次に皆さんに考えていただきたいこととして、「引用」の問題があります。「引用」とは

どういう行為なのでしょうか。なぜ、論文やレポートを作成する際に「引用」しなければならないのでしょうか。

「引用」とは、一般的には「報道・批評・研究等の目的のために、自己の作品中に他人の著作物の全部又は一部を採録すること」と解釈されています（駒田ほか 2016, p. 123）。レポートや論文を含む学術的文章の作成においては、「引用」は必要不可欠ですが、その理由は大きく2つあります。1つは、自身の問題意識や関心が先人たちの研究の蓄積の上にあることを表明するためです。研究活動とは、「先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイディア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為」（ガイドライン p. 4）です。皆さんもレポートや論文を書くことで、科学コミュニティの新たな一員として知の体系の構築に参加することになるのです。

もう1つは、学術的文章が持つ構造的な理由があります。学術的文章は、「問い合わせ」+「客観的議論」+「答え・結論」から構成されます。この構造が満たされていないと、その文章は学術的文章とはいえません。すなわち、レポートも「問い合わせ」+「客観的議論」+「答え・結論」という構造を持っていなければなりません。このうち、客観的議論の展開にあたっては、他者の見解を用いて自説の補強や対立説の説明を行うことが必要となってきます。

それでは、レポートや論文を作成する際に、自説の補強のためにとにかく他者の文章を持ってくればそれで事足りるのでしょうか。ここで重要なのが、「正しく」引用することです。なぜなら、他者の見解を自身の意見であるかのように用いたり、他者の見解と自身の見解を明確に区別せずに記述したりするのは盗用であり、不正行為となるからです。そしてより一般的には、盗用は知的財産権の一部を構成する著作権および著作者の人格的権利である著作者人格権を侵害することになります。この著作権・著作者人格権を保護しながら同時に学術・文化の発展を図るために、著作権法では著者の承諾なく複製（引用）できる条件を定めています。条文および判例から、この条件は概ね次のように理解されています。

- (i) 公表された著作物を対象として、
- (ii) 自らの著作物の中に区別を明瞭に採録し、
- (iii) 採録した著作物の出所を明示するなど適正な慣行に従い、
- (iv) 採録の量を主な要素として従たる範囲内で、
- (v) 採録する必然性など正当な目的の範囲内です（野田 2017, p. 39）

学術的文章においても、上記の条件を満たすように正しく引用することが求められています。それでは具体的な引用の方法について見てきましょう。

3. 引用の方法

引用には「直接引用」と「間接引用」の大きく2つの方法があります。「直接引用」は、鉤括弧を用いるものと、段落引用の2つの方法からなります（高橋 2020）。

3-1. 直接引用

高橋によれば、直接引用とは、「参考文献に書かれている文章をそのまま抜き書きしたものです」（高橋 2020, p. 2）。出典を明示し、引用したい文章を一字一句変えずに記載します。たとえ引用したい文章の中に誤字・脱字・誤植があっても、勝手に修正せずにそのまま記載してください¹。

3-1-1. 鉤括弧を用いる方法

短い文章を引用する際によく使われる方法です。

(元の文章：山田さんが2016年に書いた文章の234ページ)

2015年度の北海道大学入学者数は2591人で、うち980人が道内、1562人が同外出身者であった。

(記載例)

山田は「2015年度の北海道大学入学者数は2591人で、うち980人が道内、1562人が同外(原文ママ)出身者であった」と述べている(山田 2016, p. 234)

括弧内は元の文章のまま

鉤括弧でくくる

出典の明示

¹ これは、著作物に対して著作者が持つ人格的利益の保護を目的とする著作者人格権のうち、同一性保持権を侵害する可能性があるためです。引用者が間違ったわけではないことを示すため、該当箇所の直後に「(原文ママ)」と付すと良いでしょう。

3-1-2. 段落引用

比較的長い文章をそのまま引用する際に使われる方法です。引用文は段を下げて記載し、引用文の上下を一行ずつ空けます。

(元の文章：山田さんが 2016 年に書いた文章の 234 ページ)

2015 年度の北海道大学入学者数は 2591 人で、うち 980 人が道内、1562 人が同外出身者であった。

(記載例)

次に、2015 年度の入学者について確認したい。山田は以下のようないデータを提示している。

一行改行する

2015 年度の北海道大学入学者数は 2591 人で、うち 980 人が道内、1562 人が同外

(原文ママ) 出身者であった (山田 2016, p. 234)。

出典の明示

このことから、北大における道外出身者の割合は…

一段下げる

3-2. 間接引用

ある文献について、引用したい内容が 1 ページの大部ないし複数ページにわたって記載されている場合や、著者の主張の要旨を説明したい場合などに、文献の内容を要約し、出典を明示して記載する方法が「間接引用」です。

この方法は文献を正確に読み、その要旨を正確にまとめる必要があるため、直接引用に比べて難易度が高くなります。しかしながら研究を進めるうえでは必要不可欠な技術であり、これができるようになれば「研究の道に踏み出した」と言うことができるでしょう。

<例>

(元の文章の内容)

山田さんが 2016 年に書いた文章の 201~204 ページに、以下のような記述があったとします。

北大生は北大に対して以下のような点で魅力を感じている。まず国立総合大学であることである。多くの北大生は国立大であること、さらに総合大学であることには魅力を感じている。・・・・・

第二に北大の知名度である。クラークや新渡戸稲造の名前を通じて北大の名前は全国的に広く知られており、これが北大生にとって北大の魅力の原因の一つになっている。・・・・・

第三に北海道という土地の魅力である。北海道という土地はその自然や季候によって、多くの北大生に強い愛着を感じさせる場所なのである。・・・・・

(記載例)

これまで「北大生にとっての北大の魅力」はどういうふうに論じられてきたのであるか。過去 5 年間の学生アンケートを分析した山田は、北大生は北大に対し「国立総合大学である」「北大の知名度」「北海道という土地の魅力」の 3 点で大きな魅力を感じていると指摘している (山田 2016, pp. 201-204)。

これらの言葉で挟むことで、引用部分がよりはっきりする

出典の明示

要約して引用した部分

4. 出典と参考文献の記載方法

ここまで、引用の方法について説明しました。さて、上記の説明中、「出典」という言葉が出てきました。引用を正しく行うためには、出典の明示とそれに対応する参考文献の表記が欠かせません。科学技術振興機構によると、この出典と参考文献の関連付けの方法については、「本文での引用箇所に著者名と発行年を記述し、参考文献欄は著者名・発行年順に参考文献を記述」するハーバード方式と、「本文での引用箇所に引用順に参考文献の連番を振り、参考文献欄に連番順に参考文献を記述」するバンクーバー方式の大きく 2 種類があります（科学技術振興機構 2011, pp. 17-18）。ハーバード方式は主に人文社会科学系で用いられることが多い、バンクーバー方式は理系で多く見られる方式です。この資料の第 3 節では、ハーバード方式に則って説明しています。

次に参考文献の記載方法について、本節ではまずハーバード方式での基本的な記載方法の一例を紹介します²。そのうえで、4-4においてバンクーバー方式での出典の表記方法と参考文献の記載方法についても簡単に説明します。

² ここでは戸田山（2012, pp. 246-252）が紹介している方法を基に変更を加えました。

4-1. 書籍の場合

藤田節子	(2009)『レポート・論文作成のための引用・参考文献の書き方』、日外アソ		
著者名	出版年	本のタイトル	出版社
		シェーツ	
Bailey, Stephen	(2011), <i>Academic Writing: A Handbook for International Students (Third</i>		
著者名	出版年	本のタイトル	
		<i>Edition)</i> , New York: Routledge	
		出版地: 出版社	

4-2. 雑誌論文の場合

松澤孝明	(2013a)「わが国における研究不正：公開情報に基づくマクロ分析(1)」、		
著者名	出版年	論文のタイトル	
		『情報管理』、第 56 卷第 3 号、pp. 156-165	
		論文が掲載された雑誌名	卷号
			掲載ページ数
松澤孝明	(2013b)「わが国における研究不正：公開情報に基づくマクロ分析(2)」、		
	『情報管理』、第 56 卷第 4 号、pp. 222-235		
Studer, Patrick	(2017), “Reflexivity and Academic Writing: How Supervisors Deal with Self-Discovery in Student Teachers' Bachelor's Theses,” <i>International Journal of Applied Linguistics</i> , vol. 27, pp. 651-664		

上の例のうち、「(2013a)」「(2013b)」と表記しているのは、同一の著者が同じ年に複数の文献を発表しており、それらを複数利用する場合に区別するためです。

4-3. ウェブサイト情報の場合

高橋祥吾	(2020)「文献引用の方法について（2020 年度版）」、		
著者名	出版年	ページのタイトル	
		research map 資料公開ページ、2020 年 4 月 11 日更新、	
		ウェブサイト名	ページ最終更新日
		2024 年 4 月 7 日最終閲覧、[https://researchmap.jp/multidatabases/	ページ URL
		multidatabase_contents/	
		detail/238232/72cc7535ae326f6a9b967d62ffb5cc6b?	
		frame_id=773189]	

ウェブサイト上の情報は近年ますます増えており、有益な情報も多くなっています。しかし、記載情報の可変性が高く、しばしばページ自体が消滅してしまうこともあります。元の情報をたどるうえでの情報の信頼性という点で書籍に劣ります。ウェブサイト上の情報は、情報の信頼性・信憑性を慎重に確かめたうえで、必要な場合に限り利用すると良いでしょう。

4-4. バンクーバー方式での出典の表記と参考文献の記載方法例

以上の説明はハーバード方式に則った記載方法の説明でした。本項ではバンクーバー方式での出典の表記と参考文献の記載例を紹介します。すでに述べたように、バンクーバー方式では本文の引用箇所に引用順に連番を振り、参考文献欄に参考文献を連番順に記載します（科学技術振興機構 2011, p. 17）。

（本文例）

これまで「北大生にとっての北大の魅力」はどのように論じられてきたのであるか。過去5年間の学生アンケートを分析した山田は、北大生は北大に対し「国立総合大学である」「北大の知名度」「北海道という土地の魅力」の3点で大きな魅力を感じていると指摘している³⁾。

参考文献

- 1) (注1の参考文献)
- 2) (注2の参考文献)
- 3) 山田太郎. アンケート調査からみる北大の魅力. 観光研究. 2016, vol. 20, no. 3, pp. 3-26.
- 4) (注4の参考文献)

※出典と参考文献の記載にあたっての注意

出典と参考文献リストの記載にあたっては、「誰が」「何というタイトルで」「いつ」「何という媒体に」発表したかが読者に明確にわかり、その文献に迅速にたどり着けることが肝要です（藤田 2009, pp. 8-9）。これに加えて、同一の文章内で記載方法（日本人と欧米人の著者名表記における姓名の順、ページ数表記の際の「p.」と「pp.」の使い分けやハイフン「-」と「～」など）を統一することも必要です（藤田 2009, p. 10）。

出典と参考文献の記載方法は学問分野や文献の発表媒体によって異なっており、複数の方法が存在します。皆さんのがレポートや論文を作成する際は、教員からの指示、所属学部でのルール、投稿する学術雑誌の執筆要領等に従ってください。

4-5. 「孫引き」について

引用をめぐるトラブルでよくあるのが、「孫引き」です。「孫引き」とは、「自分が直接原本から引用するのではなく、ある著者が引用した文章をそのまま原本にあたらずに引用する」ことです（藤田 2009, p. 22）。例文を使って具体的に見ていきましょう。

皆さんは今、北海道の観光についてのレポート論文を書いており、山田さんが 2016 年に書いた文献を読んでいるとしましょう。その中で次のような興味深い一文を見つけたとします。

鈴木は、「札幌を訪れる外国人観光客は年々増加している」と述べている（鈴木 2013, p. 45）。

この時、皆さんは実際には鈴木さんの 2013 年の文献を読んでおらず、山田さんの 2016 年の文献を通して鈴木さんが述べた情報に接している状態です。この状態で、皆さんがレポート・論文に次のように記載する時、「孫引き」となります。

鈴木によれば、札幌を訪れる外国人観光客は増加傾向にあるといわれている（鈴木 2013, p. 45）。

この「孫引き」は、学問の世界では避けるべき行為とされています。その理由として藤田は、引用した人が転記ミスをしている可能性や、誤って解釈している可能性があるためと述べています（藤田 2009, p. 22）。情報は伝達の間に変容していくという性質を持っており、アカデミックな作業で情報を扱う際はオリジナルな情報につねにあたっていくことを基本的な姿勢としなければなりません（佐藤ほか 2006, p. 45）。

文献を読んでいて興味深い引用に出会うことは度々あると思います。その際は必ず原典をあたるようにしましょう。それを容易とするためにあるのが引用のルールであり、出典の表記なのです。

繰り返しになりますが、細かい引用の仕方、参考文献一覧の示し方は分野によって異なります。疑問がある場合はそれぞれの科目の担当の教員に質問し、決して曖昧なままにしないよう心がけてください。

補足：生成系 AI の利用について

昨今、ChatGPTなどの生成系AIをだれでも利用できる環境が整いつつある一方、この技術が教育や学習に与える影響が懸念されています。利用方法を誤ると自らの学びの機会を損うだけでなく、知らないうちに他人の文章を盗用する可能性があります（山口 2023）。本学では学生の生成系AI利用について、留意すべき点をまとめています。詳しくは、北海道大学オープンエデュケーションセンター「生成系AIの利用に関する留意事項」(<https://www.open-ed.hokudai.ac.jp/news/31-3.html>) を参照してください。

参考文献

- 藤田節子（2009）『レポート・論文作成のための引用・参考文献の書き方』、日外アソシエーツ
- 北海道大学（2024）『総合教育部便覧：令和6年度（2024）入学者用』、北海道大学
- 北海道大学法学部（2023）『2023 法学部学生便覧：2023 年度 入学者用』、北海道大学法学部
- 科学技術振興機構（2011）『参考文献の役割と書き方：科学技術情報流通技術基準（SIST）の活用』、2024 年 4 月 19 日最終閲覧、
[https://jipsti.jst.go.jp/sist/pdf/SIST_booklet2011.pdf]
- 石井那納子（2015）「【日本の議論】衝撃「ある東大生のレポートは 75%がコピペ」東大の告知論文不正は止められるか」、産経新聞、2024 年 6 月 3 日最終閲覧、
[<https://www.sankei.com/article/20150331-72OM5H7Y2JPOZF4UZIMZVUO3II/>]
- 駒田泰土・潮海久雄・山根崇邦（2016）『知的財産法II 著作権法』、有斐閣
- 松澤孝明（2013a）「わが国における研究不正：公開情報に基づくマクロ分析(1)」、『情報管理』、第 56 卷第 3 号、pp. 156-165
- 松澤孝明（2013b）「わが国における研究不正：公開情報に基づくマクロ分析(2)」、『情報管理』、第 56 卷第 4 号、pp. 222-235
- 文部科学省（2014）『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』、文部科学省
- 野田幸裕（2017）「誌上法学講座第 10 回 著作権法を知ろう：著作権法入門・基礎力養成講座 著作権（3）引用」、『国民生活』、2017 年第 1 号、pp. 37-40
- 佐藤望・湯川武・横山千晶・近藤明彦（2006）『アカデミック・スキルズ：大学生のための知的技法入門』、慶應義塾大学出版会
- 高橋祥吾（2020）「文献引用の方法について（2020 年度版）」、researchmap 資料公開ページ、2020 年 4 月 11 日更新、2024 年 4 月 19 日最終閲覧、
[https://researchmap.jp/multidatabases/multidatabase_contents/detail/238232/72cc7535ae326f6a9b967d62ffb5cc6b?frame_id=773189]
- 戸田山和久（2012）『新版 論文の教室：レポートから卒論まで』、NHK 出版
- 山口淳二（2023）「生成系 AI の利用に関する留意事項」、北海道大学オープンエデュケーションセンター、2024 年 4 月 19 日最終閲覧、[<https://www.open-ed.hokudai.ac.jp/news/31-3.html>]

発行年月：2018 年 4 月

改訂年月：2024 年 6 月

発 行：北海道大学 大学院教育推進機構 高等教育研修センター
ラーニングサポート部門（ラーニングサポート室）

所在地：〒060-0817 札幌市北区北 17 条西 8 丁目

電話番号：011-706-7526